

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報 **注目!**

令和5年5月15日

-第59号-

マルチ商法に注意!



※「ストップ!悪質商法 安心・安全ガイドブック」より

マルチ商法とは

商品・サービスを契約して、次は自分がその販売組織の勧誘者となって紹介料報酬等を得る商法。借金が残って被害者となるだけでなく、勧誘・販売することで自らが加害者となることもあります。

不安に思った場合は、すぐに最寄りの消費生活センターに相談!

事例

SNSで知り合った人とファミレスで会い、ネットワークビジネスの説明を受けてスマートフォンで加入手続きや商品発注をしたが、説明と違って全くもうからない。

アドバイス

- 友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断りましょう。
- 安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないようにしましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

消費者啓発の標語を募集しています！

消費者トラブルが多様化、深刻化する中、消費者一人ひとりが、消費者被害にあわないよう、正しい知識を身につけるとともに、その知識を適切な行動に結びつけ、より安心・安全な社会をつくるのが、今、求められています。

山口県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、「消費者月間」である5月を中心に、消費者啓発の標語を募集します。

募集部門

新A 消費のSDGs啓発部門

- B 18歳から大人！成年年齢引下げ啓発部門
- C 高齢消費者被害防止啓発部門

応募資格

県内に居住又は通勤・通学されている方

応募作品

30文字以内で、自作で未発表の作品

応募方法

- ・1人につき各部門1点まで応募できます。
- ・住所、氏名（ふりがな）、年齢・学年、電話番号、学校名・団体名、応募部門を御記入の上、ハガキ、封書またはメールでお送りください。

応募締切

令和5年6月30日(金)

(当日消印有効)

応募先・問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県消費生活センター消費者政策班
電話 083-933-2608
E-mail: a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

「消費のSDGとは」

消費行動全般に係るSDGsの取組を指し、日常の中で、身近なところからライフスタイルの見直しを進めていくことです。フェアトレード商品やエコ商品など、人や社会、地球環境のことに配慮して作られたものを積極的に購入・消費する「エシカル消費」の行動も含まれます。



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 → ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2 → ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど